

湘南東部総合病院 在宅支援部 居宅介護支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団康心会が開設する湘南東部総合病院（以下「事業所」）が行う、居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員は利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所が定める運営方針は次のとおりとする。

- ① 利用者が可能な限りその居宅において自身の有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるよう居宅介護支援業務を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の福祉・保健・医療サービスとの緊密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ③ 事業の運営にあたっては、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類、または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することの無いよう、公正中立に行うものとする。
- ④ 事業所の介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適正な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- ① 名 称 湘南東部総合病院
- ② 所在地 神奈川県茅ヶ崎市西久保 500

(職員の職種・人員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・人員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。

- ③ 介護支援専門員 7名 (常勤専従 6名、常勤兼務 1名)

介護支援専門員は、下記の指定居宅介護支援の提供にあたる。

- 1) 在宅で生活している要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。
- 2) 介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。

- 3) 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(実施利用人数)

第5条 273名予定(利用者数増加に伴い、適時人員を補充する)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日とする(土曜日は電話対応のみの場合あり)

② 営業時間 8:30~17:30とする。

(但し、祝日及び12月31日~1月3日は除く)

③ 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(携帯電話による緊急対応の確保)

(指定居宅介護支援の提供方法・内容・利用料等)

第7条 指定居宅支援事業の提供にあたっては、利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

その内容は次のとおりとする。

① 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

② 利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適切に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画の原案を作成及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。

居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及びその家族、サービス事業者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者及び家族が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析の方法は全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成等の様式を用いる

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。

モニタリングの結果についてはその都度記録する。

利用者状況に応じて、サービス担当者会議などで主治医・サービス事業所から合意、利用者同意の上で、オンラインツールの活用によりテレビ電話装置等でモニタリングを行う事も可能で少なくとも2月に1回は利用者宅に訪問する。

介護支援専門員は、必要に応じてサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）活用して行うことができるものとする。

- ④ 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- ⑤ 通常の事業の実施地域を超えた地点から指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり50円とする
- ⑥ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し、事前に文書などで説明した上で、支払いに同意する文書に署名・捺印を受けることとする。
- ⑦ 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし当該居宅介護支援が、法定代理受領サービスである時は、利用者負担はない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 本事業が提供する指定居宅介護支援事業の実施地区は次のとおりとする。

茅ヶ崎市・寒川町・藤沢市・平塚市（藤沢市・平塚市については一部地域）

（守秘義務）

第9条 当該事業における個人情報の取り扱いについて次のとおり定める。

- ① 当事者は業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報は第三者に漏らすことがないよう、厳正に取り扱う。
- ② 従事者が退職した後も、利用者及び家族の個人情報の秘密を保持すべく、雇用契約の内容とする。

（苦情処理）

第10条 提供した居宅介護支援サービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者または家族に対する説明・記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第11条 当該事業所は、利用者に事故が発生した場合にはすみやかに市町村利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- ① 当該事業所は前項の事故及び、その事故に際してとった処理について記録する。
- ② 利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により、事業所における過失で賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第12条 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応)

第13条 居宅介護支援サービスを提供中に、利用者の心身の異変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医あるいは協力関係機関、家族に連絡し適切な措置を講ずる。

(虐待の防止)

第14条 ①利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- 1 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 2 虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について従業者に対して周知を行うとともに、必要な指針を整備し、研修を定期的実施すること。また、これらを適切に実施するための担当者を置くこと

事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

②身体拘束に関する事項

- 1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(非常災害対応)

第15条 居宅介護支援サービスを提供中に、天災その他緊急事態が生じた時には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法・緊急連絡先及び協力機関との連携方法を確認し、災害時に避難等をおこなう。

第16条 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定した上で、従業者に対して周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(研修について)

第17条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する

- ① 採用時研修 採用時3ヶ月以内(就労前オリエンテーション含む)
- ② 継続研修 年2回程度

また、資質向上のために、適時研修の機会を提供するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第18条 事業所は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じます。

- 1 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 2 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 3 その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他の運営についての留意点)

第19条 この規定に定める条項の他に、運営に関する重要事項は、医療法人社団康心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則

この規程は平成23年2月1日から実施する

この規程は平成23年4月1日から実施する

この規程は平成24年4月1日から実施する

この規程は平成25年3月16日から実施する

この規程は平成26年5月1日から実施する。

この規程は平成26年4月1日から実施する。

この規程は平成26年10月1日から実施する。

この規程は平成27年10月16日から実施する。

この規程は平成27年12月1日から実施する。

この規程は平成28年1月16日から実施する。

この規程は平成28年4月16日から実施する。

この規程は平成28年6月1日から実施する。

この規程は平成30年3月16日から実施する。

この規程は平成30年4月1日から実施する。

この規程は令和元年10月1日から実施する。

この規程は令和2年5月1日から実施する。

この規程は令和2年8月17日から実施する。

この規程は令和3年2月21日から実施する。

この規程は令和4年3月16日から実施する。

この規程は令和5年5月1日から実施する。

この規程は令和5年10月1日から実施する。

この規程は令和6年4月1日から実施する。